

コンソーシアム規約

第1条 (名称)

本コンソーシアムの名称は次世代マイクロ化学チップコンソーシアムとする。

第2条 (主催)

本コンソーシアムは東京大学大学院工学系研究科・総合研究機構が主催する。

第3条 (目的)

本コンソーシアムはマイクロ化学チップ技術に関し参加企業および大学などとの研究交流や技術交流を図る。また、その活動により、国内産業の発展に貢献する将来の研究プロジェクトを提案することを目的とする。

第4条 (事業)

本コンソーシアムは上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) マイクロ化学チップに関する研究交流
- (2) マイクロ化学チップに関する研究課題、市場動向等の調査
- (3) 研究事業の公募に関する情報交換
- (4) 研究事業の促進および提案活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な活動

第5条 (会員)

本コンソーシアムは目的に賛同する企業等法人会員および大学等公的研究機関研究者の個人会員から構成される。本コンソーシアムに入会しようとするものは事務局に申し込むものとする。

第6条 (協力研究室)

本コンソーシアムの目的に賛同する東京大学研究室は協力研究室として本コンソーシアムの活動に参加することができる。

第7条 (会期)

本コンソーシアムの会期は4月1日から3月末日までとする。

第8条 (研究会)

本コンソーシアムは第4条に掲げる事業を達成するために研究会活動を実施する。

第9条 (事務局)

本コンソーシアムは事務局を東京大学大学院工学系研究科・総合研究機構に置く。

第10条 (役員)

本コンソーシアムは次の役員を置く。

- (1) 代表
 - (2) 幹事
- 2 代表は東京大学工学系研究科教職員から総会において選出する。
 - 3 幹事は会員および協力研究室から代表が任命する。
 - 4 役員は任期を1年とし、再任を妨げない。

5 役員に欠員を生じたときは幹事会の議決により、これを補充することができる。

第11条（会議）

本コンソーシアムは次の会議を開催する。

- (1) 総会：会員で構成され、本会の最高機関とし、役員選出、規約承認、年間計画など重要事項を決定する。
- (2) 幹事会：幹事から構成され、本会事業目的を達するための計画立案、企画等を行う。

第12条（総会）

総会は代表が招集し、原則として年1回、開催する。また、代表が必要と認めた場合は総会を臨時に招集することができる。

第13条（オブザーバー）

本コンソーシアムの目的に賛同し、幹事会が承認したものをオブザーバーとする。オブザーバーとなる対象は官公庁および公的研究機関とする。

改訂履歴

平成19年3月7日 承認